

# 食品衛生法に基づく営業届出施設現況調査

## 【届出施設に係る基本情報】

- ・ 営業者氏名 :  
(法人にあつては代表者名 : )
- ・ 営業者住所 :
- ・ 電話番号 :
- ・ 店舗名称等 :
- ・ 店舗所在地 :

問1 現在の営業状況について、該当するものを○で囲んでください。※1

- ① 営業中    ② 休止中    ③ 廃業 (廃業年月日: 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日)

【問1において「③廃業」を選択された場合は、問2以降への回答は不要です。】

問2 以下の届出業種のうち、最も該当する業種1つを○で囲んでください。※2

(複数回答不可。統計法に基づく経済センサスにご回答されている事業者につきましては、活動調査の産業分類を参考にしてご回答ください。)

- ① 魚介類販売業 (包装済みの魚介類のみの販売)  
② 食肉販売業 (包装済みの食肉のみの販売)  
③ 乳類販売業    ④ 氷雪販売業    ⑤ 弁当販売業  
⑥ 野菜果物販売業    ⑦ 米穀類販売業    ⑧ 通信販売・訪問販売による販売業  
⑨ コンビニエンスストア    ⑩ 百貨店、総合スーパー  
⑪ その他の食料・飲料販売業    ⑫ その他 ( )

問3 食品衛生責任者の氏名を教えてください。

また、その方が該当する資格要件を○で囲んでください。※3

氏名: \_\_\_\_\_

資格要件: ①食品衛生責任者養成講習会受講 (受講年月日 \_\_\_\_\_、修了証番号: \_\_\_\_\_)

②食品衛生責任者養成講習会受講予定 (受講予定日: \_\_\_\_\_)

③食品衛生法第48条に基づく食品衛生管理者たる資格を有する者

④ 調理師    ⑤ 製菓衛生師    ⑥ 栄養士    ⑦ 船舶料理士

⑧と畜場法に基づく衛生管理責任者又は作業衛生責任者

⑨食鳥検査法に基づく食鳥処理衛生管理者

⑩食品衛生指導員

問4 上記（表面上部）の【届出施設に係る基本情報】のうち、変更されている項目があれば、その項目を○で囲み、新・旧を具体的に記載ください。※4

項目：① 営業者氏名（代表者氏名を含む） ② 営業者住所 ③ 電話番号  
④ 店舗名称等 ⑤ 店舗所在地

新： \_\_\_\_\_

旧： \_\_\_\_\_

※ 差し支えなければ、メールアドレスのご記入をお願いします。

メールアドレス： \_\_\_\_\_

問5 次のうち、実施している衛生管理をすべて○で囲んでください。※5

- ① 日常的な衛生管理の実施
- ② 衛生管理計画（書類）の作成
- ③ 日報等の衛生管理記録（実施記録）の作成

以上で、調査終了となります。

※1 問1において「③廃業」を選択された場合は、保健所が管理する台帳上で「廃止施設」として取り扱われます。営業を再開する場合は、厚生労働省の食品衛生申請等システムを活用するなどして、改めて保健所に営業届出を提出してください。

※2 すでに1施設で複数の営業届出がなされている施設については、問2で回答のあった届出業種のみ届出施設として台帳上の整理をさせていただきます。

なお、厚生労働省の食品衛生申請等システムを使用して営業届出がなされている場合、システム上の情報を保健所の代理入力により修正等させていただきます。修正等が完了した際、システムから登録連絡先へ情報が変更された旨通知されることがありますので、ご承知おき願います。

※3 営業届出施設には、資格を有する食品衛生責任者の設置が必要となります。資格要件を満たす者がいない場合は、食品衛生責任者養成講習会（別紙「食品衛生責任者養成講習 e ラーニングのご案内」参照）を受講してください。

※4 本調査への回答以降、【届出施設に係る基本情報】等に変更があった場合又は廃業した場合は、速やかに稚内保健所生活衛生課に申し出てください。

※5 原則、全ての施設において衛生管理計画の作成と衛生管理記録の実施をしなければなりません。厚生労働省のホームページに各種手引書が掲載されておりますので参考にしてください。

<[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179028\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179028_00003.html)>

店舗名称：

店舗所在地：